

### 第3回美里町総合教育会議会議録

---

日 時 令和元年5月30日(木曜日)午後3時開議

場 所 美里町近代文学館2階視聴覚会議室

---

#### 会議構成員

町 長	相 澤 清 一
教育委員会教育長職務代理者	後 藤 眞 琴
教 育 委 員 会 委 員	成 澤 明 子
教 育 委 員 会 委 員	留 守 広 行
教 育 委 員 会 委 員	千 葉 菜穂美
教 育 委 員 会 教 育 長	大 友 義 孝

#### 美里町総合教育会議事務局

総 務 課 長	佐々木 義 則
総務課秘書室課長補佐	佐々木 康
兼総合調整係長兼広報聴係長	

#### 意見聴取者

教育次長兼郷土資料館長	佐々木 信 幸
教育総務課長兼学校教育	佐 藤 功太郎
環 境 整 備 室 長	

---

#### 議事日程

第1 開 会

第2 挨 拶

第3 協議事項

(1) 美里町新中学校整備について

(2) 美里町いじめ防止等基本方針の改定について

第4 その他

第5 閉 会

---

午後3時 開会

日程第1 開会

総務課長（佐々木義則） それでは皆さん、こんにちは。

ただいまから令和元年度第3回美里町総合教育会議を開催させていただきたいと思います。

---

日程第2 挨拶

総務課長（佐々木義則） それでは、初めに相澤町長より御挨拶を申し上げます。

町長（相澤清一） どうも皆さん、こんにちは。本日は大事な機会を総合教育会議ということで、本当に変則的な時間になりましてこの会議を開催する運びとなりました。申しわけございません。いろいろと新たな行事が立て込んでしまって、なかなか時間的に余裕がないということでございますので、本当に御容赦をいただきたいと思っております。

令和になりまして非常に毎日暑い日が続いております。今年も暑いのかなと、そのような思いでございますけれども、令和の時代、先日も大きな悲惨な事故がございましたけれども、そのような事故のないような時代になればなと思っております。

本当に滋賀県の大津の保育所の子供たちの事故、また、先日川崎の殺害事故、そのようなことが本当に現実的に起きるんだとショッキングな話をお聞きをしました。テレビでも当然流れておりますけれども、改めてこのようなことが起きるんだと、防ぎようがないような事故なり事件が起きるんだと、そのように思っておりますので、教育委員会でも皆様方には常に注意を払って、できることはしっかりとやっていく、そういう気持ちをお願いをしたいと思っております。

また、昨日駅東で不審者の声がけがございました。また警察からちょっと情報をいただいたわけでございますけれども、そのようなことが常にありますので、そういう面で常に危機感を持って我々も行動しなければいけないと、そのように思っておりますので、よろしく願いを申し上げます。

今日は協議事項2点でございます。統合中学校の整備、それから美里町いじめ防止等基本方針の改定についてという2点でございます。本当に教育委員の皆様にはこれまで統合中学校に対しまして、町民の皆様への説明、また、いろいろな角度からしっかりとした研究を重ねてここまで来たのかなと、そのように思っております。

先日、5月24日には教育財産取得の申し入れが教育長さんからなされました。それを受けまして、町では6月議会に今までのしっかりと議論を出させていただいた方向性を出してもらっ

たことを踏まえて、我々としてはこれから議会に提案として出したいなと、そのように思っているところでございます。

また、先日は南郷小中学校の存続を考える会の皆様に署名簿をいただきました。本当にそれらも含めて町としていろいろな角度から検討も必要だということも改めて思った次第でございます。

そのような町民の皆様、署名をしていただいた皆様の思いも込めまして新統合中学校に対してはそういうふうな思いも含めまして、しっかりと学校建設に向かって進めたいなと、そのように思っておりますので、ぜひ皆様方にも今後の御活躍をお願いしたいなと、そのように思っているところでございます。

非常に夏になりますと暑くなりますのでエアコンの準備はどうだ、また教育委員会では郷土資料館の準備は整っているのかと、さまざまないろいろな多種多様な課題が山積しておりますけれども、教育委員会の皆様にはなお一層お力添えをいただいて、町の教育行政の推進に努めていただければありがたいなと思っております。

本当に重ね重ね教育委員会の皆様には大変御尽力いただいていることに感謝を申し上げます。挨拶にかえさせていただきます。どうぞ今日はよろしくお願いを申し上げます。

総務課長（佐々木義則） 続きまして、大友教育長から御挨拶をいただきたいと思えます。

教育長（大友義孝） 皆さん、こんにちは。本日は御多忙のところ総合教育会議を開催していただきまして、本当にありがとうございます。教育委員の皆さんもお忙しいところお集まりいただきまして本当にありがとうございました。

小学校では2週にわたりまして運動会がありました。中学校では修学旅行がありまして、そのいろいろな学校行事を通して子供たちがその成果、今後に生かされるものかなというふうに思っておりました。

ただ、余りにも暑過ぎて開会式の最中にちょっと倒れたお子さんもいらしたんですが、大丈夫かなというふうに思いながら見ておったんですが、なぜ倒れたのかな、朝御飯食べてきたのかな、それとも夜寝不足だったのかな、また何か原因があるのかなと思いながらおりましたら、すぐ30分くらい過ぎてすぐ徒競走というふうなことでございました。子供の体力というのはすばらしいものだなというふうに痛感したものでございます。

私も教育委員会として検討項目に掲げて、自分なりに掲げていた項目が9つ、10くらい大きくあるんですが、その中の1つが学校の適正配置というふうなことでございました。やはり少子化はどこでも同じ現象とされているわけでございますが、その小規模化というふうな小規模

になった学校というものはどういうふうなものなのか、そういったことを考えてみますと、人間関係の固定化、それから社会性を伸ばすことができにくくなっているというふうに言われているようです。確かにそういったことがあるかなと。

それに加えて、これは教師の目線で言われたことかなと思うんですけども、教職員の配置数、それが学習指導や学校運営に大きくかかわってくるんだと。そういうふうなことが言われているようでございます。そういったことを解消していくためにはこれまで教育委員会の中で協議したその学校再編の部分が全てなんだろうなというふうに思うところでございます。

また、いろいろと教職員の多忙化の解消にはどうしたらいいのか、今後ますます教育委員会として議論尽きない部分がおおございます。一つ一つ解決していければいいなというふうに思っております。

また、今度の土曜日には中学校の総合体育大会が開催されます。雨の予報は特にはないようでございますので、また元気に中総体が行われると思いますので、私を初め委員の皆様方も開会式に御参集いただきまして、どうぞごらんをいただければありがたいなというふうに思っております。

どうぞ、今日はよろしく願いいたします。

総務課長（佐々木義則） ありがとうございます。

それでは、続きまして協議事項に入ります前に、本日の議録署名委員の選出について事務局のほうからお諮りさせていただきたいと思っております。

本日の会議における議事録の署名につきましては、後藤委員さんと、それから千葉委員さんをお願いしたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

総務課長（佐々木義則） ありがとうございます。それでは、よろしく願いいたします。

---

### 日程第3 協議事項

総務課長（佐々木義則） それでは、次に3番目の協議事項に入りたいと思っております。

本日の協議事項は、美里町新中学校整備について、それから美里町いじめ防止等基本方針の改定についてのこの2点でございます。

初めに、1点目の美里町新中学校整備についての協議を進めてまいりたいと思っております。

まず、資料につきまして事務局のほうから御説明を申し上げたいと思っております。よろしく願いいたします。

総務課秘書室課長補佐兼秘書室長兼総合調整係長兼広報公聴係長（佐々木康） 皆様、大変お疲れ様でございます。総務課秘書室の佐々木でございます。今日はよろしく願いいたします。

では、早速私のほうから説明させていただきたいと思います。

本日の資料につきましては、新中学校整備推進事業（案）というものを御用意させていただいております。

それでは、その内容について説明させていただきたいと思います。恐縮ですが座って説明させていただきます。

令和元年5月24日、教育委員会教育長から新中学校施設基本計画に基づく教育財産の取得の申し出がありました。この申し出を受け、町といたしましては新中学校施設基本方針に基づき、現在の中学校3校を1校に再編し、駅東地区に新しい中学校を建設する方針で、令和6年4月の新中学校開校に向け施設の整備を推進してまいります。

令和元年度に予定している新中学校建設に向けた整備推進事業につきましては、別紙資料、新中学校整備推進事業（案）のとおりでございます。資料のほうをごらんください。

事業の目的といたしましては、生徒数の減少、学校施設の老朽化等を踏まえ、現在3校の中学校を1校に再編することとし、令和6年4月の新中学校開校を目指して施設整備を推進することとしております。

事業内容につきましては、第1に民間投資を活用した社会資本整備（PFI）方式導入の可能性調査の実施であります。第2に建設予定地の用地測量、地質調査、造成基本計画の実施であります。第3に不動産鑑定評価の実施であります。

以上、新中学校建設に向けて、建設方式としてPFI方式を検討するとともに、用地測量等を行い、用地取得、土地造成の準備を教育委員会の協力も得ながら建設課を中心として進めてまいります。

また、事業費総額として7,041万8,000円を美里町議会6月議会一般会計補正予算に計上したいと考えております。

美里町新中学校整備についての説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

総務課長（佐々木義則） それでは、今御説明したとおり5月24日の申し出を受けまして、それに提出いただきました美里町新中学校施設基本計画、これのスケジュールをもとに令和元年度で行う事業について今回この新中学校整備推進事業（案）ということで、今年度事業をまとめさせていただいて、これらの事業について6月の議会のほうに一般会計補正予算として計上をしたいと現在考えているところでございます。その辺について御協議をお願いできればと思

います。よろしくお願いいたします。

町長（相澤清一） 町からはこの3点について6月議会では補正予算案として出させていただきたいと思っております。その中で、前にも議会全員協議会でいろいろと説明したときに御指摘を受けました。その後、駅東の土地は大丈夫かと、軟弱地盤じゃないかと、そういうふうな指摘をいろいろな議員さんから言われました。

そういうふうな中で、こちらの話としてはやはり地質の状態がどうなんだということをもっとしっかりとそれを捉えて、それからの話ですというふうな回答を申し上げたと、そういうふうな思いがあります。

ですから、非常に議員の皆さんは駅東は決して地盤は悪いというふうに思っていないけれども、確かに三丁目、二丁目、その辺が非常に軟弱地盤だったという経緯はありますけれども、一丁目に対してはそうではなかったと。一丁目の隣でしたので、ある面では地盤はそれほどではないのかなと思いますけれども、議員さんのいろいろな不安、また指摘もございまして、まず最初に地質調査、それらが並行して行わなければならないということもあると思いますけれども、地質調査の内容をある面では早めのような、そこをしっかりと見定めて、そして教育委員会にも話しましたように地質が大きな問題が出た場合にはそれ相応に対応しなければいけないという答弁をしていますので、そういう面でもまず地質調査を先行みたいな形でやれないのか、そして、並行するにおいてもこの不動産鑑定とか、その辺のものは先送りして、まず地質調査なりそしてPFI導入可能性調査、そういうものを順序立ててやられないのかどうか。

我々としてはそういうふうな方向がベストかなと思いますので、その辺詳しくわかる範囲で結構ですので、どう思っているのか、その辺もお聞きしたいなと思います。

総務課長（佐々木義則） それでは、主体の担当課につきましては建設課ということでございますが、私たちのほうから申し上げさせていただきたいと思っております。

今回、先ほどお話ししたとおり大きくは3つの事業、さらに委託、測量、地質調査、それから造成基本設計ということで、この部分については大きくこちら3つに分かれてくるかと思っております。

今、町長のお話のとおり予算については今回一括して計上を考えているところでございますが、順序立ててすると地質調査、これをやはり一番先にとというか、急がなくてはいけないんだろうというふう考えております。

さらに、並行して開校年度が令和6年4月ということで示しておりますので、その辺も加味

しまして、まずPFIの導入可能性調査については、これは場所の部分というのは余り大きく影響しない部分でもございますので、なおさらこの調査等についても時間を要するというところで、まず急いで事業を進めていくと。

地質調査のある程度の方向性が出た段階で用地測量なり造成基本調査、また不動産鑑定という業務を並行しながら進めていくというようなスケジュールになるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

町長（相澤清一） その辺、地質調査、水田のところをちょっと調べながら、今作付していますんで、それで秋になるのかなという、少し後になるのかなと、それは了解しなければいけないとは思っていますけれども、用地測量は、地質調査結果がしっかりとわかった中でやれないのかなと。そうでないと議会に全員協議会にお話しした話。結果も出ないのに先に進むかという話。

当然議会でも一般質問にも当然出るし、これからこの3つの予算のスケジュール表を示してくれというふうな話に当然なりますので、そういう面でどこを優先順位としてやるのか、そういうものが多分議会から求められるので、そういうふうなことをしっかりと整理をしながら、私とすればやはり地質調査をまず先にやる。あと、それで並行してしなければいけないものも当然あるから、それを先送りにするというのではなく、そういうふうなことを順序立てながら進めていってもらう。私もそのように思っていますし、多分教育委員会でもそういうふうな方向でいいのかなと思います。その全体の流れ、その辺はどのように考えますか。

教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） お疲れ様でございます。では、私のほうから先ほどお話の中にも、説明の中にもありましたけれども、やはり申し入れを行ったとはいえ、やはり教育委員会でもしっかり町長部局と連携して進めていくというようなところになっていくと思います。

先日、建設課長と内容の引き継ぎというんですか、これまで教育委員会でやってきたことを含めて打ち合わせを行っておりまして、その中で建設課長のほうからの話がいろいろありまして、そこでちょっと調整をしたところをちょっとお話をさせていただければと思います。

まず、今町長がおっしゃった、やはり全員協議会の中でも地盤の問題について、地質の問題というものがやはり大分心配されておりまして、本当に大丈夫なのかということところで、基本的にはそのポイントで調査をしてみなければ結果は出ないということなんですが、先ほど冒頭の町長の挨拶にもございましたけれども、駅東を實際土地区画整理やっております。

それで、実際軟弱地盤でいろいろな工法をちょっと併用してやった部分というのが南側の部分でございまして、中学校に近いほうです。駅東の三丁目とか、そのあたりになると思いますけれども、そのあたりが非常に悪かったということで、北側につきましては確かにある程度の深さはあるんですけども、今現在造成して分譲して住んでいただいておりますけれども、東日本大震災を受けたところでもそんなひどい、ほかのところの下水とかがいっぱいありましたけれども、道路が陥没したりとか、ありましたけれども、駅東についてはそれほどインフラの被害はなかったということで、あと、極端な沈下とか、そういうものもなく現在に至っているということもございまして、今回予定している場所についても、想定ではございましてけれども、例えば支持層が倍以上あると。岩着まで。例えば50メートルもある、100メートルもあるということはなかなか想定しづらいのではないかと。

これまでの震災でその部分だけ何か異常が生じたというわけでもございませぬので、一連の地形になっているのかなと、地層になっているのかなというような、想定ではございましてけれども、そういうことで考えているところもございまして。

ただ、御心配いただいていることに対してそう仮定で「そうだ、大丈夫だ」と幾ら言ってもなかなか証明にはならないということで、今の町長のお話ですとまずそこをしっかりと確認した上で進めていくべきではないかということは今のお話なのかなというところがございまして。

ただ、開校までのスケジュールを考えていきますと、やはり並行してほかのものもやっていかなければならないというようなところになる。PFIの導入可能性調査につきましても。

あと、不動産鑑定につきましてはここ2年、本年度、来年度、2カ年の中で用地取得ということで、3年目の着工までに間に合えばまず大丈夫なのかなというところもありますので、もうすぐ不動産鑑定をかけなければならないというところではないんですが、やはり相手がいることですので地権者の方とのコンタクト、調整をとって、あと、ある程度最初に価格を、適正価格をある程度求めて提示しないとなかなか御理解いただけない、進まないということもございまして、ある程度並行して進めていく必要があるのかなと。

ただし、不測の事態というんですか、そういう調査の結果、そう思いもしなかった、想定もしなかったことで、例えば施工ができない、その土地では工事ができないというようなところになれば、それはその時点でそれぞれの資料をまとめて、そしてそこはもう本当にその時点で検討ということになるのかなというところもございまして、やはり建設課長とも話の中で出たんですけれども、並行して進めていくということをしていかないと開校に向けてのなかなか目標をうまく達成できないのではないかと。



P F Iにつきましても年内にはやはり従来方式でいくのか、はたまた P F I、民間活力を導入していくのか、そういうところの方向性を決めないと来年度の事業にかかわってくると。その方向性いかんによって予算の形も多分変化してくるというようなことも建設課長のほうから話がありまして、やはりそれも答えも出さなければならぬだろうしというようなところでございます。

ですので、まずは当然先ほどお話あったとおり稲刈りが終わってからじゃないと、ボーリング調査、地質調査ができないんですが、その前段取りをしっかりと進めながら地質調査をなるべく早くやって、そして、その状況を確認した上で、あとは進めていくという形になっていくのかなと、そういう認識になるのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

町長（相澤清一） だから、その手順を間違えないように、何でも予算をとったからこれが一緒にやっていいんだという話には当然議会としても多分注文をつけられるので、そういうふうなことはやはりその全体の用地の全体像がある程度わかった中で進める。恐らく議会側からはその辺が注文というか、要請が出るんだと思うんです。

だから、その辺を少し半歩なり二歩なりおくらさせながらしていくという、そういうような姿勢が私は必要なんだろうと。予算をとったからこれをやろうあれをやりましょう、もし不測の事態になったときは、これはやめました、申しわけございませんでしたでは、我々としては当然責任を負うような形になりますので、そういう面で後に不測の事態にならないような形で建設課と協議しながら着地点をしっかりと見出していって進めてもらえば。やはりそれくらい丁寧に、大きな事業でございますので、しっかりとその対応をしてほしいと、私はそのように思います。

教育長職務代理者（後藤眞琴） 私もそのとおりだと思います。まず地質調査しないと建てられるかどうかわからないですから。

それから、この予算なんですけれども、7,041万8,000円となっています。これ3つやってこれだけという、この3つやる。これ内訳はどうしてないんですか。

総務課長（佐々木義則） まずこの事業内容全ての金額かについては、P F I可能性調査、用地測量、地質調査、造成基本設計、そして不動産鑑定。さらに、一部事務費、事務経費も含めまして今年度にかかる経費ということで、その総額ということでここに記載してあるところでございます。

それで、お話のとおり各事業内訳、当然あるわけでございますが、本日公開会議でやってい

るという部分もございまして、議会、いわゆる提案前にその辺の細かい内容までちょっと公開することが難しいということでございます。

もしその辺の細かい議論を本日するというのであれば、非公開の会議という形にさせていただいて会議を進めたいというふうに思うところなんです、その辺について今回については公開を前提にということで総事業費のみを掲載させていただいたということでご了解願います。

教育長職務代理者（後藤眞琴） 内訳は明かせないんですね。

町長（相澤清一） 総額でどれくらいかということ。地質調査って大体どれくらいの日数、大ざっぱで構わないので、どれくらいかかるか。

教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 一般的な話になると思います。基本的にはパイプをこう刺して地層を調べるということなんで、段取りは前段取りは当然必要にはなるんですけども、実際の作業自体はそんなにかかりません。大体1週間程度もあれば調査自体は終わるということでございます。

ただ、それをしっかりとした報告書にするには表とかグラフにしていくということになると、それが時間がかかりますけれども、ただ、1回それを、一応今のところ話だと5カ所で予定しているというお話ですので、あと、どういう形でやるかと。パーティーをふやしてなるべく早くやるのか、1カ所ずつやっていくのかも、それについては恐らく建設課のほうでそのやり方を決めながら調査をしていくということもありますので、そんな2カ月も3カ月もかかってということではないのではないのかなと。

それができれば大体どこに地盤が、基盤があって、深さがどれくらいで、その間の地層が大体どのような地層になっているのかというのは把握できるということですので、それが例えば駅東同様であれば造成の実績がございますので、同じような工法で進められるのではないかなという方向性は出るのかなというふうに思っております。

町長（相澤清一） では、年内にはある程度成果品として出てくる可能性は。

教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） そちら辺は多分受注者との話の中でだと思えます。例えば建設課の意向をこういうことだ、いつまでこういうふうに出してくれと。それに基づいたスケジュールにもしていき、工程を組んでいくということになると思いますので、そちら辺は調整の上、なるべく早くというような方向になるのかなというふうには思っております。

町長（相澤清一） わかりました。

何かもしあれば。いいですか。

総務課長（佐々木義則） そのほかよろしいですか。

教育長（大友義孝） 議会の全員協議会の中でも話を出されたんですけども、そのボーリング調査の結果、地質調査の結果、いろいろあるんだけど、結局こういうふうな地層だからこういうふうな改善をすれば建てられますというふうなところもあるんだよね。

だから、どこでも建てられるんです。ただ、それが一般的な部分と比較したときにお金が余計かかるというふうなことがあれば、やはりこれはまた別物であって、そこまで捉えての地質調査をした上での基本設計になるわけですね。だから、どこまでだったらそれがいいのかというバロメーターね。なかなか示しにくいんじゃないかなというふうには思っていたんです。

だから、駅東と同等だというふうにしてそれを標準にするのか、今度はそこから20%ぐらい下回ってもOKとするのか。そこら辺、基準がないの。そこがちょっと問題だなというふうに感じていたところがあったんです。

町長（相澤清一） 今教育長が言ったようにそこは議論するところだとは思っています。そういうふうな中で、我々としてはやはり概算額、地質調査、造成費や財産価格、そのようなことも踏まえながら最終的な判断はしなければいけないんだろうなと。青天井でというふうにはならないだろうと。1割、2割、3割、その辺の金額的なものもありますので、全体の予算の中でこれくらいだったら耐えられる、財政計画でも耐えられる、そのようなことをいろいろと協議をしながら我々がしっかりと判断をしていくというふうな形になるんだろうなと。

当然今まで出てきた方向性がございますので、それを無視して進めるわけにはいかない。そのようなことを見定めながら最終的な判断は我々がしっかりと判断して、その実態を踏まえて、そういうふうな。教育長が懸念されている部分もありますので、そういうことも踏まえながら最終的な判断はしていくということで私は考えます。

教育長職務代理人（後藤眞琴） それは総額という、55億円だとするとありますね。そうすると、この用地造成費とかいうのはこういうものとおおよそ出しているわけですね。こちらの範囲で、超えたらどこかの部分を削らなければいけないんですね。その辺のところをある程度建設課で決めておかなければならないですよ。

町長（相澤清一） そこまでがんじがらめに縛るとなかなか大変だと思うんです。概算額だったのようにして出したのか、それは当然しっかりした出し方ではないんだろうと思うから、あくまでも業者の方々が見積もった価格で出しているんだろうから、それらもしっかり踏まえながら最終判断はしなければいけないのかなと。

教育長職務代理人（後藤眞琴） 最終判断するに当たってある程度必要な額が55億ぐらいだと  
して、これがこの地質調査の部分ね。その辺はこれはだめだというものがある程度出してあり  
ますので、それをどんなものを加えたら、だったらいいのかと。今、全体のことを鑑みてある  
程度決めておかないとなかなか大変だと思うんです。

教育長（大友義孝） 最終的にはお金の問題が出てくると思うんですけれども、要はさっき課  
長が言っているのは、パイルを打っている建物なんです。建物以外に校地、要するに校庭、グ  
ラウンドについては負荷ないんです。だから、その部分を考えれば、建物以外の部分を考えれ  
ば造成する上では余り支障がないんです。

パイルを打った例えば南郷庁舎の部分、あそこはもともと田んぼですから、そういった部分  
で建物をつくる工法は今の技術だとかなり高度な技術になってきているはずですよ。だから、そ  
の辺がクリアできればいいだろうと私は思っていましたし、そんなにそんなに駅東と地層が田  
んぼだからといって変わる部分ではないと思うんです。例えば火山の噴火で灰白層が出てきて  
いるとか、そういうふうな感じではないという意味でなんです。

ただ、これだけはやってみないとわからないところがあるので、万全を期してやっていくと。  
それで建物を建てることについては当然パイルを打って、支持層まで到達した上で建物をつく  
ると。そういったことだと思うんで、ただ、パイルを打つときにも工法がいろいろと今出てい  
るんです、現実には。

だから、そんなに駅東を基準とした形で一応こういうふうな基礎額を算定していますから、  
これがおおむね大丈夫だという形で金額をお示ししてきたので、ただ、さっき町長も言われる  
ように想定外というふうなことです。それが出てきたときに「いや、これでは本当にパイルを  
倍以上打たなければならない」とか、そういうふうになってくればお金の問題が当然浮かんで  
きますから、そのときはまた協議をしなければならないということになると思うんです。

教育長職務代理人（後藤眞琴） そのとき想定外のお金がかかるか、安くなるのか。安くなっ  
た部分をこの造成するのにもかけてもいいように。その辺のところは建設課で考えてきていた  
だいていると思うんですけれども。

町長（相澤清一） その辺の考え方は業者さんとか工事の施工なりのやり方はこれから町でし  
っかりとその辺は教育委員会の思いもしっかりと感じ取りながら、その場所に決めた経緯もご  
ざいますので、そういうことを最大限尊重しながら、当然財政とも協議をしながら判断をして  
いくために、きちっとした説明を住民の皆様にも説明しながらしていくという形で動いていく  
んだらうと思います。

教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 1点だけよろしいでしょうか。いわゆる造成で一番お金がかかる部分というのは土の代金です。土のお金なんです。そこに大分入ります。それで、それを国県なんかで事業をやったときの公共残土というんですか、例えば河川の掘削とか、そういうものを、道路の改修とか、そういうものを、例えばだめな残土というか、余りよろしくない良質でないものであればだめなんですけれども、ある程度良質な残土であればそういうものを受け入れてやると、その部分の費用が軽減できるということもありますので、そこら辺は建設課のほうでネットワークが多分いろいろ情報があると思いますので、そういうところをなるべく早めにアプローチしながら、そういうものを受け入れられるのであればなるべく受け入れながらやるということがコストの低減につながっていくのかなというふうに思っておりますので、多分その辺については建設課のほうで今後やっていただけるのかなというふうに思っているところでございます。

総務課長（佐々木義則） そのほか御意見等ございますでしょうか。はい、どうぞ。

教育委員（成澤明子） 今良質な残土ということがあって、やはり私たちが善意に解釈して学校の整地をする場合の土なんだから、決して例えば極端な場合、福島原発のあの影響のある土とかというのは決してないという、思い込んではいらなけれども、でも良質だと判断する人がある程度これは調べてみたら数値が大丈夫だから「これです」と言われた場合に、やはりそういうことは決して私たちは簡単に判断しないほうがいいなど。

何か道路とかに使うということのお話出ていますよね。そういうことはもう本当でないものだとは思っているけれども、その良質を判断する人が本当にきちんと判断するようにお願いしたいと思います。

教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） そのあたりは十分本当に注意しながらやっていくということになると思います。

町長（相澤清一） 近々国交省とその残土について町が事業で使いたい人もいますもので、国交省の北上川下流事務所の所長さんをお願いするつもりなんです。そのときも将来の中学校の造成の部分も含めて、そのような今成澤委員からあったような話もちゃんと伝えながらよろしくというふうなことをお願いしてこようかなと思っているんです。

教育委員（成澤明子） 個人的にはさっき言ったボーリングを進めて、5カ所ボーリングすると言っていましたけれども、すごく結果は興味がありますね。というのは、何か青木川が流れているんですよね。そして、こちらに。だから、学校の校地になるところが土地の影響をよく受けているのかなとか、そこに興味があります。

教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） あとは、なるべく教育委員会も建設課での進行状況なんかも入れながら、そういうところはなるべく教育委員会の中で御報告を小まめにしながらやはり進めていくということが必要だと思いますので、そのような形で考えておりますので、よろしくお願いたします。

教育委員（成澤明子） 岩盤のかたいところは残してあって、あと建設課のほうでやわらかい低いところに置いてしまうと、幾ら近くでも堆積したところと岩盤のところでは全く地質が違うから、一概にこの近くだから何とかということとは言えないと思うので、すごく興味があります。

総務課長（佐々木義則） そのほか、よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

総務課長（佐々木義則） それでは、以上で1点目の美里町新中学校整備については終了させていただきたいと思います。

続きまして、2点目の美里町いじめ防止等基本方針の改定について、を協議議題とさせていただきます。

資料について教育委員会のほうから御説明をお願いしたいと思います。

教育次長（佐々木信幸） それでは、2点目の議題、美里町いじめ防止等基本方針の改定について私から説明をさせていただきます。

本日お配りしている資料につきましては3つございます。1つは美里町いじめ防止等基本方針改定案となっている冊子のものです。もう1つは新旧対照表。3つ目が様式なんですけれども、学校から教育委員会に提出いただく「不登校（含：傾向）」及び「いじめ」の実態調査（何月分）」という様式になります。これについては後で説明を申し上げたいと思います。

では、座って説明をさせていただきます。

まず、改定の内容についてお話をする前に、この美里町のいじめ防止等基本方針の策定に至りました経過について少しお話をしたいと思います。

まず、もとになりますのは平成25年6月に国がいじめ防止対策推進法という法律を公布いたしまして、9月から施行されているというのが第一にございまして、その後、同年10月に文部科学大臣のいじめの防止等のための基本的な方針というものを決定してございます。これは最初のいじめ防止対策推進法の中に文部科学大臣がいじめ防止の方針を定めるというのが条文にございまして、地方の教育委員会もその国が定めたいじめの防止に関する基本的な方針を参酌しまして定めるよう努めるという、努力目標なんですけれども、そういった条文がござい

まして、各自治体での取り組みが始まっているというのがこの始まりになっております。

それで、美里町では平成27年1月にまず教育委員会でこの美里町いじめ防止等基本方針というものを策定しております。1月28日の定例会でまず第一段階目として策定をした経緯がございます。

ただ、このいじめ防止の推進法の中にはこのいじめに関する基本方針は地方公共団体が定めるように努めるという条文になってございます。そういったところもございまして、教育委員会だけではなく美里町として基本方針を定める必要があるだろうということになりまして、平成28年2月にこの年度、平成27年度の3回目の総合教育会議にこの案件をお諮りいたしまして、まず教育委員会が平成27年1月に定めておりましたいじめ防止基本方針をそこで町長にお示しをしまして、それで協議が始まってございます。

その後、2回目の会議なんですけど、年度がかわりまして平成28年度、第2回目になりますが、8月の総合教育会議におきましてその内容につきまして具体的に町長の質問に答えるような形で内容の協議をしてございます。

その後、通算で3回目の協議になりますが、平成28年9月27日に行われました総合教育会議において字句等の修正を加えた形で改めて協議をしていただき、調整が整いまして美里町いじめ防止等基本方針の案をそこで協議いただいております。

翌日、平成28年9月28日に文書決裁をとりまして、町長の決裁をいただきまして、ここで美里町としてのいじめ防止等基本方針が策定されたというのが経緯でございます。

その年の11月になりますけれども、議会の11月会議においてはこの基本方針に基づいた条例、この美里町の条例につきましては組織、いじめ防止等にもかぶると思いますが、それに関する町の組織立てに関する条例、美里町いじめの防止等に関する協議会等条例、これが11月に制定をされて、12月1日から施行されているというところでございます。

それで、現行のいじめ防止等基本方針につきましては、今申し上げた経緯で作られたものでございますが、このもとになりましたいじめ防止対策推進法の中には、その内容についてはおおむね3年程度で見直しをするという附則がついておりまして、国のほうでは平成29年3月14日に国で決めました基本方針が改定をされてございます。

この国の基本方針が改定されたことによりまして、県や地方、その他の市町村においても基本方針の内容を改定する必要性が出てきたというところが今回の改定の必要な部分でございまして、これによりまして県のほうでも当然基本方針を平成30年に改定してございまして、平成30年度中に県のほうからも国の基本方針の改定に基づいて市町村でもその基本方針の改定をする

ようにというふうな指導がありました。

そういったことを踏まえまして、今回基本方針の改定に至ったというところでございます。

今回の町のいじめ防止等基本方針の改定の手順としましては、まず国の改定内容を参酌して教育委員会事務局、主には齋藤青少年教育相談員が原案をつくりまして、まず今年の4月の教育委員会定例会の中で教育委員の皆様方に改定案ということでお示しをさせていただきました。

それから、連休明けの5月、町内小中学校の校長会の中で校長先生方にこの改定案についてお示しをして御意見をいただくというところをお願いをしております。

いただきました修正等の案を入れ込みまして、再度5月22日に開催をいたしました美里町教育委員会定例会においてこの改定案について可決をいただいております。

それで、この段階ではあくまでも改定も教育委員会での改定ということでございますので、これを本日総合教育会議の中でお示しをさせていただき、協議の上、また改めて改定として美里町のいじめ防止等基本方針の改定をさせていただくという手続にさせていただければと思っております。

それでは、改定の内容についてお話をさせていただきますが、本日の資料の冊子になっているほう、改定案のほうで御説明をさせていただきます。

まず、1枚目を開きまして目次のところです。今回の改定につきましては現行の方針に全て字句を追加するという形になってございます。既存の文章を特に変更するということはありませんので、全て追加になります。追加した部分には下に下線を引いてお示しをしているところです。

目次の8ページになりますけれども、大きな3の(3)の特に配慮が必要な児童生徒への対応というところは、これはの項目そのものを追加しておりますので、目次に変更が生じたところでございます。内容については本文のほうで御説明をさせていただきます。今回入れ込んだところだけをピックアップしてお話をいたします。

まず、5ページをお開きいただきたいと思います。このページでの追加部分はないのですが、下のほうにあります大きな3、学校が実施する施策。今回改定で追加する部分は全てこの大きな3の学校が実施する施策に関する追加となっておりますので、まずその点についてお話をさせていただきます。

具体的な追加分は次のページになります。(2)学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置という項目の中の一番下の丸です。学校評価の項目に学校におけるいじめ防止等のための取り組み状況(アンケート、個人面談、校内研修等の実施状況等)を位置づけ、検証



を行います。学校評価の項目の中にこのいじめに関するものもつけ加えていくという内容でございます。

次の(3)、下の学校におけるいじめの防止等の指導の中の いじめの早期発見の一番下の部分でございます。ここではいじめに関する文書の保存年限についてつけ加えてございまして、アンケート等の一次資料は最低でも当該児童生徒が卒業するまで、アンケートや聴取結果等をまとめた二次資料は5年間保存しますというふうにつけ加えてございます。

7ページになります。いじめに対する措置のところの中段になりますけれども、教職員がいじめの情報を学校内で共有しないことは、いじめ防止対策推進法の規定に違反し得ることを認識し、校内で情報を共有します。担任の先生1人の中にしまっておかずに、きちんと学校内で情報を共有していただくというところでございます。

次の真ん中あたりになります。いじめ解消の判断基準が示されております。いじめが解消したと判断できるのは、少なくとも次の2つの要件を満たした場合とします。いじめに係る行為がやんでいること、被害者が心身の苦痛を感じていないこと。いじめの発生から少なくとも3カ月間の経過観察を行い、本人及びその保護者から聞き取り確認を行って、学校いじめ対策委員会等で判断します。学校はいじめの事実を隠さず、場合によってはPTAに周知を図り保護者全体から協力を得て、解決や事後の見守りが円滑に進むようにします。

ということで、一旦いじめが発生すると最低でも3か月は経過観察をし、解消には至らないとそれ以降の判断で解消を判断するということになります。

7ページの一番下になります。学校は毎月のいじめ認知件数がゼロの場合、これは新たな認知件数という意味ですが、ゼロの場合は学校・学年だより等で児童生徒・保護者に公表し検証を促します。その結果については翌月に教育委員会に報告します。様式何々とありますが、ここで先ほど資料の3つ目としてお話をしていた資料をごらんください。

この様式は毎月齋藤青少年教育相談員のところに各学校から前月のいじめの実態に関する調査票が送られてくることになっておりますが、これの裏面の数字の6、一番下にあります。こちらに前月いじめの認知件数がゼロであった場合で、児童生徒・保護者に公表した結果どうであったかというものをこちらに記載して報告していただくと。様式にこの部分が追加されているところです。

要するに学校の判断だけで確かにゼロだったと思っていても、生徒あるいは保護者の方に聞いた場合そうではないよという場合があるかもしれないということでの実施をしていただくという項目になります。

最後になります、次のページ、8ページです。目次で1つ項目として追加した部分、特に配慮が必要な児童生徒への対応ということで、5つの児童生徒に関しての項目がございます。

1つ目が障害のある児童生徒。教職員は個々の児童生徒の障害の特性への理解を深め、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用して情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び支援を行います。

2つ目です。帰国子女、外国の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなど外国とつながる児童生徒。言語や文化等の差に留意して、それらの違いを教職員、児童生徒、保護者等に理解を促進し、学校全体で注意深く見守り支援を行います。

3つ目です。性同一性障害、性的指向・性自認に係る児童生徒。性同一性障害や性的指向・性自認について教職員への正しい理解を促し、学校として必要な対応をします。

4つ目です。項目として4つです。最初5つと言いましたが4つです。すみません。東日本大震災により被災した児童生徒、原子力発電所事故により避難している児童生徒、被災や避難した児童生徒が受けた心身への多大な影響やなれない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払って見守りを行います。

以上が今回の改定によりつけ加えた部分になります。さきにお話ししたとおり全て学校での対応にかかわる部分でございます。

それで、そういったこともあって5月の校長会には事前にこういった内容に改定したいというところで御説明をしたところですが、これに対する特に御意見等、あるいはこのほうがいいんじゃないかというような御意見等は特にございませんでした。

それで、今後のことですけれども、本日のこの会議でこの内容でよろしいということでお認めいただいた場合には、今後決裁で文書の決裁をとりまして改定とさせていただきます。もし本日これでいいよということであれば、明日5月30日付で文書決裁をとらせていただき、最終改定5月30日という形で美里町のいじめ防止等基本方針ということにさせていただきたいと思っております。

その際は、一応子供にかかわることでございますので、子ども家庭課等にも事前にこの内容についてお示ししておりまして、お話をさせていただいておりますので、合議というところで加わっていただければというふうにも思っております。

その後のことなんですが、主には学校にかかわる部分ですので6月に開催されます校長会の中で再度お示しをさせていただきまして御説明をさせていただきます。それで、実は学校の中でも各学校ごとにいじめ防止に関する基本方針というものを掲げておりますので、今回の改定

に基づきまして各学校でも改定が必要になってくるということになりますので、その部分を速やかに改定の作業をしていただき、改定後の各学校の方針についても教育委員会に御報告をいただきたいと思いますというふうに考えているところでございます。

以上、私からの説明でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

総務課長（佐々木義則） それでは、ただいまの説明に対しまして何か御意見、御質問等がございましたらよろしくお願ひしたいと思ひます。

町長（相澤清一） 今までいろいろなこういうふうな基本方針にのっとりやってきたと思うんですけども、1つ特に気になるのは7ページの一歩下、この辺今回新しく出たものですが、この辺は非常に今までとはちょっと違ってもう一歩前に進んだのかなと思うところと、あと、どうなんだろうと思うところが。当然毎月のいじめ認知がなくなったといったときに児童生徒・保護者にどのような形で、どのように対応するのか、それが見えないもので。

教育次長（佐々木信幸） ここにも書いてあるんですが、そのお知らせする方法については特にこれという決まったものはありません。ただ、学校で毎月出しているような学年だよりや学校だよりや、毎月ではないかもしれませんが、そういったものを利用して何月は本校においてのいじめ、新たなものはありませんでしたということを保護者の方にお伝えいただくと、それに対してもし保護者から御意見があれば学校に寄せていただくということで、学校だけの認識ではなく、学校と保護者双方の認識で本当にゼロだったのかということを確認していただくというのがこの部分の主旨でございます。

確かにここ新しくつけ加えたところなので、学校側としてはかなり厳しいという、厳しい部分になるかと思ひますけれども、やはり学校サイドからだけの見方ではなく、保護者の方からも見た部分をきちんと捉えていきなさいよということでの考え方でございます。

町長（相澤清一） 非常に理解はできる。これは難しいだろうな。なぜかという学校ではゼロと思っていた。でも、保護者、児童が「いや、そうじゃないよ。ゼロなんか。どうしてゼロと思うのか。」みたいな話になって、やはりそこでいろいろ大変なのかなと思ひますので、非常に対応が難しいのかなと思ひます。

学校側とよく連携をとりながらやってもらわないと難しいのかなと。これが大きな議論になるのかなと。逆に。もうPTAの方々から「いや、学校は全例見ていなんだ」とか、「どのように把握しているんだ」とか。いろいろ問題が当然出てきますので、その辺は丁寧にやらなければならない大きな課題だと思ひているんだけれども。

あとは全体的には理解しました。

教育長（大友義孝） いいですか。

総務課長（佐々木義則） はい。

教育長（大友義孝） この様式の中で学校が出すというのは不登校ではないんですね。いじめの新たな認知件数。件数を出すんですね。子供たちは毎月のように先生からヒアリングもしていただいてやっていますので、児童生徒から見た目線で先生が把握しているので、そういう学校が示した部分によって保護者がどう思うかということだと。その辺のところというのが学校ということだけじゃなくて、学校が把握するというのも子供たちも協力している上での把握なので、それを保護者さんがどう見るかというところに尽きるのかなと思っているんですけども。

町長（相澤清一） これは町独自の方法なの。

教育次長（佐々木信幸） この各学校から保護者へお知らせするというのは本町だけではなくて、今回の改定の中で国から示された手法です。

町長（相澤清一） 国から示された。では、町の独自のものではない。

教育次長（佐々木信幸） そうです。

教育長職務代理者（後藤眞琴） 今まで学校の見方とずれがあるがあるところなんです。全国的にあるんです。それをきちっと学校側で細かくなるけど見やすくなるのではないだろうか。そして連携をちゃんとしましょうという。

教育長（大友義孝） これだけだったら中身はわかるんですね。どういうふうな状態のものかというのまでは示していない。

町長（相澤清一） これも全国的にいろいろないじめについて手法というか、いじめの手法といたら語弊があるのかな。いろいろな問題でいじめが出ることがあるから、これからこの基本方針に入っていくのかな。いろいろなものがね。ますます多種多様に、この方針というのは変わっていくだろうなと思っていますけれどもね。

教育次長（佐々木信幸） そうですね。

教育長（大友義孝） いじめられたと思えばいじめの件数になる。回りから見ればそんなにいじめているという光景ではないんだけど、本人からちょっと見ればいじめられたと考えるおればいじめの件数1件。そういう扱いですね。

町長（相澤清一） それで、いじめがあったときに何件って、それも保護者、生徒に示すの。ゼロの場合は。

教育次長（佐々木信幸） 今回の調査の考えではゼロであったときに保護者に公表しなさいと

ということで、例えば月々の件数が何件あったかということ報告しなさいという意味ではございませんので。

町長（相澤清一） では、ゼロになった場合ね。

教育次長（佐々木信幸） そうですね。例えば経過観察のほうは入りませんので、例えば4月にいじめが1件ありましたと。それは経過観察で最低3か月は観察しなければならないので、7月までは観察中になりますが、それは含まないで、例えば5月にまた改めて別ないじめが発生したという場合にはその5月は1件というふうにカウントになりますが、そういったものが全く5月がありませんでしたということであればゼロになるということなんです。そのゼロの場合は一応保護者に確認してくださいという対応になってございます。

教育長職務代理人（後藤眞琴） ゼロというか、あくまでも学校側がゼロにした。だから、ゼロでしたと保護者に知らせて、保護者のほうでは「いや、何件あった」とかということになります。

町長（相澤清一） それだと、的確にその状況はわかると思いますね。「いや、ゼロだけれどもうちの子供いじめられて」と。改めてわかるかもしれない。

教育長職務代理人（後藤眞琴） 学校側で隠す場合があるんでないかという問題がなくなると思います。

総務課長（佐々木義則） そのほか何か御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

総務課長（佐々木義則） それでは、本日の協議事項について以上で終了とさせていただきますと思います。

---

#### 日程第4 その他

総務課長（佐々木義則） では、そのほか協議事項以外のことで何かその他ということ。

町長（相澤清一） さっき言ったエアコンについて、8月、お盆に向けてやっているところが、岩沼とか川崎とか新聞で報道された。うちの町のこと気にしているんだけれどもどのようになっているのか。いつごろからエアコンを稼働ができるのかどうか。

教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） そうですね、詳しいことはちょっとまだなんで確認したいと思います。だいが新聞なんかでも今もう設置したというふうなところも、稼働したというところもありますけれども。

教育長（大友義孝） 実際のところまだうちは入っていないくて、業者さんが学校を回って、9

月の末で完了だと。しかし、試験運転はまた別ですね。設置はその前だから、なるべく早く置くということの意思是業者さんにも伝わっていますし、そういうふうな思いでいるようです。学校側で聞いたものを私が聞いておりました。

町長（相澤清一） 7月ごろになれば他の自治体で稼動して、何で美里は遅いんだと必ずそういう話になるから。まあ忙しいんだろう。

教育長（大友義孝） おかげさまで美里の発注は早いほうでしたから。

町長（相澤清一） 早いんだけどもなかなか進まないというのもあるから。

教育次長（佐々木信幸） ちょっといいですか。伊藤補佐からちょっと聞いた話での情報なんですけれども、たしかじゃないかもしれませんが、設置についてはこれからということなんです、実際その設置工事をする場合、授業中とかの時間帯はできませんし、では土日にできるかという、誰もいないところではできないんですね。結局学校の先生が張りついていないと工事ができないということもあって、学校側からは土日の工事というのは余りいいですという返事はいただけないところもあって、進んでいないところもあるらしいという話はちょっと聞いております。

町長（相澤清一） それも多分6月議会で誰か出すんだと思うんだけど。ほかの自治体はやっているのに何でうちはやらないんだと。多分そういうふうな話になると思うから。まあできないんだけど幼稚園は進めるとか、そういうふうな情報は確認していて、6月会議に臨んでいただきたいなと。必ず声が出ますから。多分ね。

教育長職務代理者（後藤眞琴） それを試験運転で何とかしのげるということでしたよね。正式には9月ぐらいで試験運転とか。

教育長（大友義孝） 学校の話は夏休みが今年は7月18日が終業式かな。そこまでの期間というのはそんなにないですよ。だから、そこまで学校で例えば土日の工事はやめてくれというふうな意思表示をしてもどうかという確認をしてみなければならぬところがある。だから、確かに平日だって夜まで授業をするわけじゃないですから、それなりのところも午後からの、例えば2時過ぎから工事に入るとか、いろいろなことがあると思うんで、確認してみます。

町長（相澤清一） これは一刻も早くというのが子供たちの願いだろうから、できるだけ早くその辺はクリアしてやってもらわないと。

それからもう1点。一昨日の新聞に出ていたんだけど、秋田県の学力向上の教育講演会が大郷で鶴飼教育長さんが講演するというふうに出ていまして、本町も学力向上を打ち出しているから、どのような形でもいいからやはり行って聞くということが大事だと思いますの

で、もしどなたが関係機関の人で行きたい人がいればやはり何人が行って、前もって恐らく予約というか、そうやらなければならぬだろうから、その辺で聞いていただければ参考にしていただければと思います。

教育長（大友義孝） わかりました。

総務課長（佐々木義則） その他ございますでしょうか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、以上でその他を終了させていただきます。

---

#### 日程第5 閉会

総務課長（佐々木義則） 次回の総合教育会議につきましては、改めましてその議案が発生したとき教育委員会と事務局と調整させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、これをもちまして、令和元年度第3回の美里町総合教育会議の一切を終了させていただきます。

皆様本当に大変お疲れさまでございました。

午後4時20分 閉会

上記、会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和元年 月 日

  

---

  

---